

金ヶ崎町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 5 年 8 月 21 日
金ヶ崎町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられた。

金ヶ崎町においては、平地と丘陵地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっていることから、地域の実態に応じた取組を推進し、それ направленけた対策の強化を図ることが求められている。

近年、農業従事者の高齢化等が進んでおり、遊休農地の発生が課題となっていることから、遊休農地の発生防止・解消に努めるとともに、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、町が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものという。）に基づいて、農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

のことから、金ヶ崎町農業委員会は、地域の強みを活かしつつ、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員が担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化の推進」に取り組むための指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、基盤法第 5 条第 1 項に規定する岩手県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び基盤法第 6 条第 1 項に規定する金ヶ崎町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (令和5年3月)	4, 840ha	7. 3ha	0. 15%
3年後の目標 (令和8年3月)	4, 840ha	1. 6ha	0. 03%
目標 (令和12年3月)	4, 840ha	0ha	0. 00%

【目標設定の考え方】

農林水産省経営局長通知に基づき、令和3年度利用状況調査において判明した緑区分の遊休農地を、今後5年間で毎年5分の1ずつ解消することを目標。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

(ア) 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査（農地パトロール）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査について、町内6地区に分かれて実施する。

なお、従来から利用状況調査（農地パトロール）の中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

(イ) 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

(ウ) 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (令和5年3月)	4, 840ha	3, 509ha	72.5%
3年後の目標 (令和8年3月)	4, 840ha	3, 770ha	77.9%
目標 (令和12年3月)	4, 840ha	4, 114ha	85.0%

【目標設定の考え方】

町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」における、おおむね85%を目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、町や農地中間管理機構等と連携し、

(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地

(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地

(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地

等についてリスト化を行い、岩手県農地中間管理機構の農地コーディネーターとともに農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規就農者数	新規就農者取得面積
現状 (令和5年3月)	2 経営体	1. 3 ha
3年後の目標 (令和8年3月)	5 経営体	2. 8 ha
目標 (令和12年3月)	9 経営体	4. 8 ha

【目標設定の考え方】

これまでの実績を踏まえ、単年度あたり1経営体の新規参入を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

町、県、岩手ふるさと農業協同組合、県農業会議、県農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入意向のある参入希望者を把握し、農地取得・借入等に関する相談に応じる。

② 新規就農フェア等への参加について

町、県、農協等と連携し、農業委員等が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員は、新規参入者の支援に努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」とおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力